函館市在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）に定めるもののほか，地域における福祉活動の促進に資するため，社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人が在宅福祉事業を行う場合に要する経費に対する補助金の交付に関し，必要な事項を定めるものとする。

（在宅福祉事業の内容等）

第２条　在宅福祉事業の種類，内容等は，在宅福祉事業の種類ごとに別表１に定めるとおりとする。

（補助基準額の算定基準）

第３条　在宅福祉ふれあいサービスに関する事業に係る補助基準額の算定基準は，別表２に定めるとおりとする。

２　在宅福祉事業の促進に関する事業に係る人件費の補助基準額の算定基準は，別表３に定めるとおりとする。

（補助金交付の条件）

第４条　補助事業者は，補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により，この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には，第１号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の規定による報告があったときは，すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について，市に納付させることができる。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。ただし，改正後の第４条の規定は，この要綱の施行の日以後の交付の申請について適用し，施行日前に交付決定した補助金については，なお従前の例による。

別表１（第２条関係）

<table>
<tr><th>在宅福祉事業の種類</th><th>在宅福祉事業の
種類ごとの内容</th><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th><th>補助金の額</th></tr>
<tr><td>１　在宅福祉ふれあいサービスに関する事業</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="5">ア　人件費を除く経費
当該経費の補助基準額の合計の１０分の９以内の額
イ　人件費
当該人件費の補助基準額の合計の１０分の１０以内の額</td></tr>
<tr><td>(1)ふれあいサービス事業</td><td>おおむね６５歳以上の一人暮らしの者もしくは夫婦のみの世帯または心身の障がい等により日常生活に支障のある者がいる世帯（以下「対象世帯」という。）を週１回程度訪問し，対話をとおして孤独感の解消，安否の確認や各種相談を行う。</td><td rowspan="3">当該事業の遂行に必要な協力員等で組織する団体の運営に要する謝礼金，旅費，消耗品費，通信運搬費，会場借上料等</td><td>別表２(1) のふれあいサービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額</td></tr>
<tr><td>(2) 家事援助サービス事業</td><td>対象世帯が日常生活において一時的に必要となった軽易な身の回りの世話（買い物・掃除・洗濯等）を原則として月１回以上行い，または，必要に応じ除雪等を行う。
ただし，介護保険等の公的サービスを利用している世帯は原則として除く。</td><td>別表２(2) の家事援助サービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額</td></tr>
<tr><td>(3) 給食サービス事業</td><td>対象世帯の孤独感の解消や各種相談に応じるため，町会館等で開催する会食会および茶話会をそれぞれ年６回を限度に行う。</td><td>別表２(3) の給食サービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額</td></tr>
<tr><td>(4) 訪問理容美容サービス支援事業</td><td>おおむね６５歳以上の寝たきりの者または心身の障がい等により寝たきりの者を年４回理容師または美容師が訪問して理容または美容を行い，心身の爽快感の回復を図る。</td><td>当該事業の遂行に必要な助成金等</td><td>別表２(4) の訪問理容美容サービス支援事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額</td></tr>
</table>

在宅福祉事業の種類	在宅福祉事業の種類ごとの内容	補助対象経費	補助基準額
2　ボランティア団体が行う地域福祉活動の支援に関する事業			
(1) ボランティア地域援助活動支援事業	継続的に地域等での生活援助などの福祉活動を行うボランティア団体に対し支援を行う。	当該事業の遂行に必要な団体の運営に要する経費に対する助成金等	援助活動に係る直接的経費 ただし，助成金については，１団体につき年額１０万円を限度とする。
(2) 愛のふれあい訪問事業（椴法華地区実施事業）	一人暮らしの高齢者等に対し，飲料や弁当の配達をとおして安否確認を行う。	当該事業の遂行に必要な消耗品費，食糧費等	事業に係る直接的経費
(3) 電話安否確認サービス事業（南茅部地区実施事業）	一人暮らしの高齢者等に対し，電話をとおして会話することで，安否確認，孤独感の解消を図り，自立と生活の質の確保と精神的な負担の軽減を図る。	当該事業の遂行に必要な謝礼金，消耗品費，通信運搬費等	事業に係る直接的経費
3　高齢者，障がい者等を対象とする健康づくりおよび生きがいづくりの推進に関する事業			
(1) 健康づくりおよび生きがいづくり援助事業	高齢者団体が主体となって行う，世代間交流活動，シルバースポーツ等の地域福祉活動への援助を行う。	当該事業の遂行に必要な団体の運営に要する経費に対する助成金，通信運搬費等	事業に係る直接的経費

在宅福祉事業の種類	在宅福祉事業の種類ごとの内容	補助対象経費	補助基準額
4　在宅福祉事業の促進に関する事業			
(1) 協力員等の育成指導および研修事業	地域において福祉活動を担う協力員，ボランティア，福祉リーダー等の育成および研修事業ならびに介護者等の研修事業および小中学校・高等学校でのボランティアの育成を行う。	当該事業の遂行に必要な団体等の運営に要する経費に対する助成金，旅費，消耗品費，通信運搬費，会場借上料，資料作成費等	事業に係る直接的経費 ただし，福祉教育推進事業に要する小中学校および高等学校への助成金については，１校につき年額１０万円を限度とする。
(2) 事業の推進のための広報事業	地域における福祉活動の普及・啓発を総合的に行う。		事業に係る直接的経費
(3) 事業の推進の企画等に関する事業	事業協力員等の活動の安全の確保ならびに在宅福祉事業の円滑かつ効果的な実施のための諸業務を行う在宅福祉事業推進コーディネーター等を設置する。	当該事業の遂行に必要な人件費，消耗品費，通信運搬費，保険料等	事業に係る直接的経費 ただし，人件費については，別表３(1) 事業の推進の企画等に関する事業に係る人件費補助基準額算定基準に基づき算定して得た額

別表２　在宅福祉ふれあいサービスに関する事業に係る補助基準額算定基準（第３条関係）

(1) ふれあいサービス事業

区　分	基　　準	基　準　額
ア　事 業 割	協力員１人につき （協力員１人当たり２世帯を担当）	月額　　５００円
イ　均 等 割	１団体につき	年額　　１０，０００円
ウ　構成員割	１団体につき （ふれあいサービス事業を受ける世帯が２０世帯以下の団体）	年額　　２０，０００円
	１団体につき （ふれあいサービス事業を受ける世帯が２１世帯以上４０世帯以下の団体）	年額　　２５，０００円
	１団体につき （ふれあいサービス事業を受ける世帯が４１世帯以上の団体）	年額　　３０，０００円

(2) 家事援助サービス事業

区　分	基　　準	基　準　額
ア　事 業 割	協力員１人につき （協力員１人当たり１世帯を担当）	月額　　５００円

(3) 給食サービス事業

区　分	基　　準	基　準　額
ア　事 業 割	協力員１人につき （協力員１人当たり４世帯を担当）	会食会１回　　１，６００円
		茶話会１回　　１，０００円

(4) 訪問理容美容サービス支援事業

区　分	基　　準	基　準　額
ア　事 業 割	協力員１人につき （協力員１人当たり１世帯を担当）	１回　　２，０００円

別表３　在宅福祉事業の促進に関する事業に係る人件費の補助基準額算定基準（第３条関係）

(1) 事業の推進の企画等に関する事業

区　分	基　　準	基　準　額
ア　人 件 費	１人につき	年額　３，６００，０００円

別紙１

第１号様式（第４条関係）

年　月　日

（あて先）函　館　市　長

（申請者）
法人名
代表者氏名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け函〇〇で交付決定を受けた　　年度函館市在宅福祉ふれあい事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について，下記のとおり報告します。

１　事業実績報告による精算額
金　　円

２　消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）
金　　円

３　添付書類
（１）積算内訳報告書
（２）課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）
（３）課税売上割合，控除対象仕入税額等の計算書（写し）